

本州四国連絡道路営業規則 改正箇所（抜粋）

改 正 後（令和５年９月６日から）	改 正 前（令和５年９月５日まで）
（目的及び適用範囲） 第１条 省略 ２ この規則は、本四道路を通行し、<u>若しくは利用する車両（道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２条第５項に規定する車両をいいます。以下同じです。）の運転者（以下「運転者」といいます。）</u>、又は通行し、若しくは利用する者（運転者は除きます。）（以下「利用者」と総称します。）の利便の確保と料金の徴収における適正かつ効率的な取扱いを図ることを目的とします。 ３ 省略 ４ <u>当社は、法第２４条第１項の規定に基づき、本四道路を通行し、又は利用する車両の使用者（車両の権原を有し、車両の運行を支配し、管理するものをいいます。ただし、運転者を除きます。以下「使用者」といいます。）に対し、料金（第１７条第１項に定める未納金、第１８条第２項に定める手数料、同条第３項に定める延滞金及び法第２６条に定める割増金も含みます。）の支払いを求めることができます。ただし、当該使用者に対する請求により運転者は支払い義務を免れるものではありません。</u>	（目的及び適用範囲） 第１条 省略 ２ この規則は、本四道路を通行し、又は利用する者（以下「利用者」といいます。）の利便の確保と料金の徴収における適正かつ効率的な取扱いを図ることを目的とします。 ３ 省略 （新設）
（定義） 第２条 省略 一～十二 省略 十三 <u>E T C専用料金所 供用約款に規定するE T C専用入口及びE T C専用出口（以下それぞれ「E T C専用入口」、「E T C専用出口」といいます。）において高速道路等へ進入又は高速道路等から退出するにあたり通行する料金所（本線にある料金所を含みます。）をいいます。</u> 十四～二十三 省略	（定義） 第２条 省略 一～十二 省略 十三 E T C専用料金所 供用約款に規定するE T C専用入口及びE T C専用出口（以下それぞれ「E T C専用入口」、「E T C専用出口」といいます。）において高速道路へ進入又は高速道路から退出するにあたり通行する料金所（本線にある料金所を含みます。）をいいます。 十四～二十三 省略
（料金所ゲートの通行に際しての安全義務） 第８条 <u>運転者は、料金所ゲートを通行するときは、次の各号に定める事項を守らなければなりません。</u> 一～五 省略	（料金所ゲートの通行に際しての安全義務） 第８条 <u>利用者は、料金所ゲートを通行するときは、次の各号に定める事項を守らなければなりません。</u> 一～五 省略

改 正 後（令和5年9月6日から）	改 正 前（令和5年9月5日まで）
（ＥＴＣシステムによる通行の方法） 第9条 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）（以下本条において「省令」といいます。）に基づく有料道路自動料金収受システム（以下「ＥＴＣシステム」といいます。）を利用する<u>運転者</u>は、料金の徴収施設及びその付近において、法第24条第4項の規定により当社が公告した通行方法（以下「公告した通行方法」といいます。）のほか省令に基づくＥＴＣシステム利用規程（以下「ＥＴＣシステム利用規程」といいます。）の定めにより車両を通行しなければなりません。 2 <u>ＥＴＣシステムを利用する運転者</u>は、前項に定めるもののほか、次の各号に定める事項を守らなければなりません。 一～二 省略 3 当社は、料金所以外の箇所において「ＥＴＣ」の表示があるＥＴＣ通信施設との通信を要する区間を通行したＥＴＣシステムの利用者に対し、当該区間の通行記録の全部又は一部がＥＴＣシステムにないときは、第36条に定めるものを除き、利用可能な経路のうち、最も高額となる料金を適用します。	（ＥＴＣシステムによる通行の方法） 第9条 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）（本条において「省令」といいます。）に基づく有料道路自動料金収受システム（以下「ＥＴＣシステム」といいます。）の<u>利用者</u>は、料金の徴収施設及びその付近において、法第24条第4項の規定により当社が公告した通行方法（以下「公告した通行方法」といいます。）のほか省令に基づくＥＴＣシステム利用規程（以下「ＥＴＣシステム利用規程」といいます。）の定めにより車両を通行しなければなりません。 2 <u>ＥＴＣシステムの利用者</u>は、前項に定めるもののほか、次の各号に定める事項を守らなければなりません。 一～二 省略 3 当社は、料金所以外の箇所において「ＥＴＣ」の表示があるＥＴＣ通信施設との通信を要する区間を通行したＥＴＣシステム利用者に対し、当該区間の通行記録の全部又は一部がＥＴＣシステムにないときは、第36条に定めるものを除き、利用可能な経路のうち、最も高額となる料金を適用します。
（ＥＴＣシステムを利用しない者の通行の方法） 第10条 ＥＴＣシステムを利用しない<u>運転者</u>は、料金の徴収施設及びその付近において、公告した通行方法のほか、第3項、第4項及び本章第2節から第4節までに定めるところにより車両を通行しなければなりません。 2 省略 3 ＥＴＣシステムを利用しない<u>運転者</u>は、供用約款第8条第1項の規定にかかわらず、誤ってＥＴＣ専用のインターチェンジへ進入した場合は、ＥＴＣ専用料金所において、サポート車線に進入するものとし、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないでください。供用約款第8条第1項に規定するその他会社が定める車両の<u>運転者</u>がＥＴＣ専用料金所を通行する場合も同様とします。 4 ＥＴＣシステムを利用しない<u>運転者</u>が、前項及び公告した通行方法の規定にかかわらず、誤ってＥＴＣ専用車線及びスマートインターチェンジに進入した場合は、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないでください。供用約款	（ＥＴＣシステムを利用しない者の通行の方法） 第10条 ＥＴＣシステムを利用しない<u>利用者</u>は、料金の徴収施設及びその付近において、公告した通行方法のほか、第3項、第4項及び本章第2節から第4節までに定めるところにより車両を通行しなければなりません。 2 省略 3 ＥＴＣシステムを利用しない<u>利用者</u>は、供用約款第8条第1項の規定にかかわらず、誤ってＥＴＣ専用のインターチェンジへ進入した場合は、ＥＴＣ専用料金所において、サポート車線に進入するものとし、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないでください。供用約款第8条第1項に規定するその他会社が定める車両の<u>利用者</u>がＥＴＣ専用料金所を通行する場合も同様とします。 4 ＥＴＣシステムを利用しない<u>利用者</u>が、前項及び公告した通行方法の規定にかかわらず、誤ってＥＴＣ専用車線及びスマートインターチェンジに進入した場合は、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないでください。供用約款

本州四国連絡道路営業規則 改正箇所（抜粋）

改 正 後（令和5年9月6日から）	改 正 前（令和5年9月5日まで）
第7条第1項に規定するその他会社が定める車両の <u>運転者</u> がスマートインターチェンジを通行する場合も同様とします。	第7条第1項に規定するその他会社が定める車両の <u>利用者</u> がスマートインターチェンジを通行する場合も同様とします。
（未納の取扱い） 第17条 省略 2 省略 3 利用者が民法第715条に規定する被用者として通行を行ったときは、当社は同条の規定により、<u>当該利用者を使用する者に当該通行に係る未納金の支払いを求めることがあります。ただし、使用者に対する請求により（削除）</u>利用者は支払い義務を免れるものではありません。 4 省略	（未納の取扱い） 第17条 省略 2 省略 3 利用者が民法第715条に規定する被用者として通行を行ったときは、当社は同条の規定により、<u>当該利用者の使用者に当該支払いを求めることがあります。ただし、使用者に対する請求により当該利用者は支払い義務を免れるものではありません。</u> 4 省略
（支払いの督促） 第18条 前条第1項で当社が指定した納入期限までに未納となった料金の全部又は一部の支払いがない場合は、当社は、利用者<u>（使用者及び前条第3項に該当する場合は当該利用者を使用する者を含みます。以下本条において同じです。）</u>に督促状による督促を行います。 2～7 省略	（支払いの督促） 第18条 前条第1項で当社が指定した納入期限までに未納となった料金の全部又は一部の支払いがない場合は、当社は、利用者<u>（前条第3項に該当する場合は使用者を含みます。）</u>に督促状による督促を行います。 2～7 省略
2023年 <u>9</u> 月 <u>6</u> 日 本州四国連絡高速道路株式会社	2023年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日 本州四国連絡高速道路株式会社